メディカルフィットネス　Club　Energie 規約

第１章　総則

（趣旨）

第１条　メディカルフィットネス　Club　Energie では、専門スタッフが一人ひとりの目的に合わせた運動プログラムを提案・指導することにより、会員の方々の健康づくりに貢献します。

（目的）

第２条　利用者の健康維持および増進を図ると共に、利用者相互の親睦を高めることを目的とします。

（利用者の定義）

第３条　利用者は第１０条に定める会員資格に該当する方とします。

（施設名称）

第４条　本施設はメディカルフィットネス　Club　Energie（以下「本施設」という）と称します。

（管理運営）

第５条　本施設の管理運営は、医療法人北斗会宇都宮東病院（以下「事務局」という）が行うこととします。

第２章　施設利用

（利用日）

第６条　本施設の利用日は、原則として日曜日・祝日・第２木曜日を除いた日とします。なお、年末年始休日および夏期休日等については別に定めます。

（利用時間）

第７条　本施設の利用時間は、原則として午前９時００分～午後９時００分とします。

（利用細則）

第８条　本施設の利用に関する細則は、「メディカルフィットネス　Club　Energie 利用細則」によります。

（利用制限・廃止）

第９条　本施設は、次に定める各号に該当する場合は、利用の制限もしくは廃止することがあります。

①本施設の点検・改修・特別行事等の事由で利用が困難な場合
②天災地変・法令の制定改廃・社会情勢、経済情勢の著しい変化・その他やむを得ない状況が生じた場合
③上記２号について、会員は保証・異議申立て・その他の請求を行わないものとします。

第３章　会員

（会員資格）

第１０条　会員資格は、満１６歳以上または満１６歳に満たない高校生および法人・団体で次の各号に該当する方とします。
但し、１６歳未満であっても宇都宮東病院医師発行の診療情報提供および運動指示書がある場合は、資格対象者とします。なお、この場合は保護者がその責を負うものとします。

① 本規約・細則・利用規定およびその他規定を守れる方
② 医師から運動を禁止されていない方
③ 暴力団関係者および刺青、タトゥーシールをしていない方
④ その他本会員として不適と認められない方

（会員の種類）

第１１条　会員の種類は次の通りとします。

① メディカル会員
② レギュラー会員
③ ゴールド会員
④ 法人会員
⑤ スポット会員

（会員種類の適用基準）

第１２条　会員種類の適用基準は次の通りとします。

①メディカル会員
医療法人北斗会宇都宮東病院を定期的に（３ヶ月に１回程度以上）受診されている方を対象とします。
定期的に受診されなかった場合、会員種類を変更させていただくことがあります。

②レギュラー会員
医療法人北斗会宇都宮東病院を定期的に受診されていない方が対象となります。
なお、医療特典は非対象となります。

③ゴールド会員

医療法人北斗会宇都宮東病院を定期的に受診されていない方が対象となります。

医療特典である人間ドックを年１回受診することができます。但し、１年未満での退会又は会員種類の変更の場合は利用した医療特典の全額を医療法人北斗会宇都宮東病院が定めた定価にてお支払い頂きます。

また、休会の場合は休会月毎に２，０４６円（税抜　１，８６０円）をお支払い頂きます。

医療特典受診の有効期限は入会日より１年とし、有効期限を過ぎたものは無効となります。

④法人会員

別に定める法人会員規則を適用します。

⑤スポット会員

日額料金を支払うことで施設を利用することができます。

（会員の責務）

第１３条　会員は本施設を利用するにあたり、本規約・利用細則および諸規定等を遵守しなければなりません。

（入会）

第１４条　第１０条に定める会員資格を有する個人および法人・団体が入会を希望する場合は、所定の入会申込書等に必要事項を記入の上、指定の費用を支払うこととします。

（入会審査）

第１５条　事務局は、前条の定めによる入会申込書受理後７日以内に、当該申込者にその可否を通知することがあります。

（会員証）

第１６条　事務局は、入会を認められた入会申込者に対し、会員証を交付します。この会員証の取扱いは次の通りとします。

① 本施設を利用する際には、必ず会員証を提示しなければなりません。

② 会員証を紛失した場合には、速やかに再発行の申請をしなければなりません。但し、この場合実費自己負担となります。

③ 会員証を第三者に貸与することはできません。

（会員種類の変更）

第１７条　会員が既存の会員種類を変更する場合は、所定の会員種類変更申込書に必要事項を記入の上、事務局に提出しなければなりません。
この場合、５日までに申込書を提出された場合には翌月から、６日以降に申込書を提出された場合は翌々月から、会員種類が変更になります。

（休会）

第１８条　会員が本施設の利用を一時的に中止する場合は、所定の会員休会申込書に必要事項を記入の上、事務局に提出しなければなりません。
この場合、５日までに申込書を提出された場合には翌月から、６日以降に申込書を提出された場合には翌々月から休会となります。
なお、休会は６ヶ月間を限度とします。

（退会）

第１９条　会員が本施設の利用を中止する場合は、所定の会員退会申込書に必要事項を記入の上、事務局に提出しなければなりません。
この場合、５日までに申込書を提出された場合には当月末日、６日以降に申込書を提出された場合には翌月末日で退会となります。
なお、会費等に未納が有る場合は、これを完納するものとします。

（資格喪失）

第２０条　会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利も喪失いたします。

① 会員の都合により退会の申し出、それを承認された場合
② 第２１条により除名された場合
③ 会員本人が死亡した場合
④ 本施設が閉鎖した場合

（除名等）

第２１条　事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員の資格を一時停止または除名することができます。

① 会費・その他の支払いを３ヶ月以上滞納した場合
② 本会則・細則・その他本施設の定める規定に違背した場合
③ 本施設の名誉を傷つけ、秩序を乱す行為があると認められた場合

（届出事項）

第２２条　会員は既に届出された諸事項について変更が生じた場合は、所定の様式により速やかに事務局に届出なければなりません。

（個人情報の取扱い）

第２３条　会員は、本施設の利用に伴う自己の個人情報を別に定める「個人情報の取扱い」に記載する目的で、事務局が使用することを原則として認めて頂きます。

（禁止事項）

第２４条　会員は次の各号に該当する行為を行うことはできません。

① 会員資格を他に譲渡すること
② 本施設内で物品販売等の営業活動およびこれに準ずる行為
③ 他会員および本施設従業員への暴力・暴言・セクハラ発言等の行為
④ その他上記各号に準ずる行為

第４章　会費

（会費）

第２５条　会員種類毎の会費は次の通りとします。

① メディカル会員……月額　５，０９３円
（税抜　４，６３０円）
② レギュラー会員……月額　６，１１６円
（税抜　５，５６０円）
③ ゴールド会員　……月額　８，１５１円
（税抜　７，４１０円）
④ 法人会員　　……別に定める会費を適用します。
⑤ スポット会員
施設利用＋InBody 測定 ……日額　２，７５０円
（税抜　２，５００円）
施設利用のみ　……日額　２，２００円
（税抜　２，０００円）

（入会時会費）

第２６条　入会時における会員種類毎の会費は次の通りとします。

会員種類	１５日までに入会	１６日以降に入会
メディカル会員	５，０９３円 （税抜　４，６３０円）	２，５４６円 （税抜　２，３１５円）
レギュラー会員	６，１１６円 （税抜　５，５６０円）	３，０５８円 （税抜　２，７８０円）
ゴールド会員	８，１５１円 （税抜　７，４１０円）	４，０７５円 （税抜　３，７０５円）
法人会員	別に定める会費を適用します。	

（入会時の支払額）

第２７条　入会時には会員種類毎に２ヶ月分、または、１.５ヶ月分の会費をお支払い頂きます。

会員種類	１５日までに入会	１６日以降に入会
メディカル会員	１０，１８６円	７，６３９円
レギュラー会員	１２，２３２円	９，１７４円
ゴールド会員	１６，３０２円	１２，２２６円
法人会員	別に定める会費を適用します。	

（支払い方法）

第２８条　会費は翌月分を前月末日までにお支払い頂きます。
なお、お支払い方法は原則として、会員の指定金融機関からの口座振替となります。

（会費の変更）

第２９条　会費の変更については、市場価格や経済情勢等の変動により変更させて頂くことがあります。

（会費の返還）

第３０条　如何なる場合にもご利用月の会費は返還できません。なお、施設が認める場合はその限りではありません。

（会費の免除）

第３１条　会員の休会期間中における会費は免除いたします。

第５章　雑則

（定めなき事項）

第３２条　本規約に定めなき事項については、本規約の改訂・制定ならびに別に定めることとし、その効力は全会員に及ぶものとします。

（施行期日）

第３３条　本規約は平成２０年３月１日より施行します。
最終改訂年月日　令和８年４月１日